

予約制

無料

リモート 年金相談



日時 毎週 火曜・木曜 (祝日除く)
9時～15時

(他の曜日についてもお気軽にご相談ください。)

場所 大阪信用金庫 各営業店

※お近くの営業店へお越し頂き、
リモート形式での個別面談となります。

相談員 社会保険労務士



厚生年金

サラリーマン・OLの方など

男

報酬比例部分

女

報酬比例部分

64歳

62歳

厚生年金の請求年齢

※昭和34年4月2日から
昭和36年4月1日までに
お生まれの方

※昭和35年4月2日から
昭和37年4月1日までに
お生まれの方

※昭和34年4月1日以前に
お生まれの方はいつでも
年金請求ができます。

※昭和36年4月1日以前に
お生まれの方はいつでも
年金請求ができます。

共済年金

公務員の方

男女共通

64歳

共済年金の請求年齢

※昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までにお生まれの方
※昭和34年4月1日以前にお生まれの方はいつでも年金請求
ができます。

【厚生年金・共済年金】

在職中の方は一部または全額支給
停止される場合があります。

国民年金

男女共通

国民年金の請求年齢

65歳

※令和5年度に65歳を迎える昭和33年4月以降にお生まれの方
※65歳前に繰り上げて受け取ることもできます。
(一度受け取ると減額となり、支給率は生涯変わりません)

自営業、専業主婦(夫)の方

◇ご来店の際に年金請求書・ねんきん定期便または
年金手帳、年金証書、給料明細書、印鑑等をご持参ください。



お申込みはお近くの営業店までご連絡ください。
お近くの営業店はこちらの二次元バーコードから



年金お受取年齢になられる方

「年金請求書(年金手続書類)」が

日本年金機構からグリーンのA4サイズの封書で、
受取り年齢になる3カ月前に郵送されます。



👉 年金は請求しないともらえません。

👉 **老齢の年金は10年以上の受給資格期間があれば**
受けられるようになりました。(平成29年8月より)

👉 受給資格期間が足りているのかどうか不安な方、
どんな手続きをするのか、必要書類が分からずにお困りの方。

👉 お勤めで退職予定の方、健康保険、雇用保険、
在職中の年金の支給停止などについてお悩みの方。

👉 年金がいつから、いくらぐらいもらえるのかお悩みの方。

☎火曜、木曜以外の曜日についてもお気軽にご相談ください。

在職中の年金額について



在職している方は、下記のように給与等の条件により支給調整された在職老齢年金を受け取ることができます。

なお、総報酬月額相当額と年金月額の合計額が48万円を超える場合は、年金が減額または支給停止されます。

(例)年金月額が10万円の方が総報酬月額相当額40万円(直近1年間に支給されたボーナスがない場合)で働いた場合、月額9万円の年金を受け取ることができます。

<計算式> 10万円(年金月額) + 40万円(総報酬月額相当額) = 50万円
50万円 - 48万円 = 2万円
2万円 × 1/2 = 1万円
10万円(年金月額) - 1万円 = 9万円

総報酬月額相当額 \ 年金月額	年金5万	年金10万	年金15万
35万	50,000	100,000	140,000
40万	50,000	90,000	115,000
45万	40,000	65,000	90,000

(詳しくは年金相談にて)